様式第1号（第4条関係）

二級

建築士免許申請書

木造

|  |
| --- |
| 私は、二級建築士築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。木造私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。　　　　年　　月　　日氏　名　　　　　　　　　　　　　　印　群馬県指定登録機関　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署　名）一般社団法人群馬建築士会会長　あて |
| ふりがな |  | 生年月日 | SH　　　年　　月　　日生 | 写　真１縦4.5㎝横3.5㎝の無帽、正面、上半身、無背景で写した写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。２貼り付けた写真は、免許証に転写されます。 |
|  |  |  | 男□　女□ |
|  | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | 二級建築士又は木造建築士の試験に合格した時期　　　　　　　年 |
| 合格通知日付　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 受験番号　　　　　第　　　　　　　　　　　号 |
| 登録申請区分 | １　学歴のみ　□　　２　学歴＋実務　□　　　　　　３　実務のみ　□４　建築設備士　□　５　建築士法第四条第五項　□　 |
| １学歴のみにより申請する場合 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業（修了）年月 |
|  |  | 　　　　年　　月入学　　　　年　　月卒業（修了） |
|  |  | 　　　　年　　月入学　　　　年　　月卒業（修了） |
| ２学歴＋実務により申請する場合 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業（修了）年月 | 建築実務経験期間の合計 |
|  |  | 　　年　　月入学　　年　　月卒業（修了） | 年　　月 |
|  |  | 　　年　　月入学　　年　　月卒業（修了） | 年　　月 |
| ３実務のみにより申請する場合 | 建築実務経験期間の合計 | 　　　　年　　　　　　　月 |
| ４建築設備士により申請する場合 | 建築設備士登録番号・登録年月日 | 第　　　　　　 号・　　年　　　月　　　日 |
| ５建築士法第四条第五項により申請する場合 | 免許名称 | 免許者名 | 免許の年月日 | 資格認定書の年月日 |
|  |  | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
|  | １　禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 | 　　ある□　　ない□ |
|  | あるときは、その罪及び刑　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 欠　　格　　事　　由 | あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 | 年　　月　　日 |
| ２　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 | ある□　　ない□ |
| あるときは、その罪及び刑　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 | 年　　月　　日 |
| ３　建築士法第９条第１項第４号又は第１０条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 | ある□　　ない□（　　　建築士） |
| あるときは、その建築士の種類と取消年月日 | 年　　月　　日 |
| ４　建築士法第１０条第１項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第９条第１項第１号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 | ある□　　ない□ |
| 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
|  | ５　精神の機能の障害により二級建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 | はい□　いいえ□ |

注意事項　１　数字は、算用数字を用いてください。

２　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

３　□のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。

４　※の欄は、記入しないでください。

５　この申請書を提出する際に、合格通知書を提示してください。

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 告示等に基づく学歴等区分（登録申請時） | □５０大学・短大・高専卒40単位 | □５１職能大（短大）卒40単位 | □５２大学・短大・高専・職能大等卒30単位 | □５３大学・短大・高専・職能大等卒20単位 |
| □５４高校・中学卒20単位 | □５５高校・中学卒15単位 | □５６専修（高校卒）2年以上　40単位 | □５７専修（高校卒）2年以上　30単位 |
| □５８専修（高校卒）1年以上　20単位 | □５９専修・職訓校（中学卒）2年以上　15単位 | □６０専修・職訓校（中学卒）1年以上　10単位 | □６１職訓校（高校卒）3年以上30単位 |
| □６２職訓校（高校卒）1年以上20単位 | □６３職訓校（中学卒）3年以上20単位 | □６４実務経験 | □６５その他（建築設備士等） |

|  |
| --- |
| 払込証明書の貼付欄又は受領確認欄 |